

## (別紙1)番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	障害福祉課 保育幼稚園課	番号法第9条第1項 別表 9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
2	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表 10の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
3	健康政策課	番号法第9条第1項 別表 14の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
4	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表 21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
5	生活支援課	番号法第9条第1項 別表 23の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
6	市民税課 資産税課 収納課 国保年金課	番号法第9条第1項 別表 24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
7	住宅政策課	番号法第9条第1項 別表 27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
8	学務課	番号法第9条第1項 別表 40の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
9	国保年金課	番号法第9条第1項 別表 44の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
10	国保年金課	番号法第9条第1項 別表 46の項	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
11	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表 51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
12	住宅政策課	番号法第9条 1の項別表 52の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
13	防災危機管理課	番号法第9条第1項 別表 55の項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
14	子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 56の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
15	人事課	番号法第9条第1項 別表 59の項	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
16	高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表 61の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
17	子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
18	子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
19	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表 66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
20	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表 67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
21	地域保健課 こども家庭課	番号法第9条第1項 別表 70の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
22	人事課 子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 81の項	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
23	国保年金課	番号法第9条第1項 別表 85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
24	住宅政策課	番号法第9条 1の項 別表 93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
25	生活支援課	番号法第9条第1項 別表 95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
26	介護保険課	番号法第9条第1項 別表 100の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
27	健康政策課	番号法第9条第1項 別表 111の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
28	障害福祉課 介護保険課	番号法第9条第1項 別表 117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
29	保育幼稚園課	番号法第9条第1項 別表 127の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
30	子育て給付課 生活支援課	番号法第9条第1項 別表 135の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

## (別紙2) 特定個人情報の提供先

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 1の項	健康保険法第五条第二項若しくは第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会又は健康保険組合	番号法第19条第8号別表 2の項	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 3の項	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表 4の項	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この表において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	都道府県知事	番号法第19条第8号別表 8の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第8号別表 9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	番号法第19条第8号別表 14の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号別表 21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	番号法第19条第8号別表 22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表 23の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表 26の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第8号別表 27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表 24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表 27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表 35の項	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表 37の項	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表 38の項	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号別表 40の項	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
19	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表 42の項	国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表 43の項	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表 44の項	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 46の項	国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	市町村長	番号法第19条第8号別表 51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村	番号法第19条第8号別表 52の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表 56の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表 59の項	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	番号法第19条第8号別表 61の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	番号法第19条第8号別表 63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表 64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表 65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表 66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表 67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三十四号。以下この表において「昭和三十九年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	番号法第19条第8号別表 70の項	母子保健法(昭和三十九年法律第四百十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表 72の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号別表 81の項	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表 85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 86の項	昭和三十九年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事または市町村長	番号法第19条第8号別表 93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
39	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表 94の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 98の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この表において「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号別表 99の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長	番号法第19条第8号別表 100の項	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表 105の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 109の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第8号別表 110の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号別表 112の項	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表 115の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 116の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第一百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表 117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表 123の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 124の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法第19条第8号別表 126の項	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	番号法第19条第8号別表 127の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
54	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表 126の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事	番号法第19条第8号別表 131の項	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号別表 135の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3)特定個人情報の移転先等

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	障害福祉課 保育幼稚園課	番号法第9条 1 の項別表 9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
2	こども家庭課	番号法第9条 1 の項別表 10の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
3	健康政策課	番号法第9条 1 の項別表 14の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
4	障害福祉課	番号法第9条第1 項 別表 21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
5	生活支援課	番号法第9条 1 の項別表 23の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
6	収納課 国保年金課	番号法第9条 1 の項別表 24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
7	住宅政策課	番号法第9条 1 の項別表 27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
8	学務課	番号法第9条第1 項 別表 40の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
9	国保年金課	番号法第9条 1 の項別表 44の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
10	国保年金課	番号法第9条第1 項 別表 46の項	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
11	障害福祉課	番号法第9条第1 項 別表 51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
12	住宅政策課	番号法第9条 1 の項別表 52の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
13	防災危機管理課	番号法第9条第1 項 別表 55の項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
14	子育て給付課	番号法第9条 1 の項別表 56の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
15	人事課	番号法第9条第1 項 別表 59の項	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
16	高齢者支援課	番号法第9条 1 の項別表 61の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
17	子育て給付課	番号法第9条 1 の項別表 64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
18	子育て給付課	番号法第9条 1 の項別表 65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
19	障害福祉課	番号法第9条第1 項 別表 66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
20	障害福祉課	番号法第9条第1項 別表 67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
21	地域保健課 子ども家庭課	番号法第9条 1の項 別表 70の項	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
22	人事課 子育て給付課	番号法第9条 1の項 別表 81の項	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
23	国保年金課	番号法第9条 1の項 別表 85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
24	住宅政策課	番号法第9条 1の項 別表 93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
25	生活支援課	番号法第9条 1の項 別表 95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
26	介護保険課	番号法第9条 1の項 別表 100の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
27	健康政策課	番号法第9条第1項 別表 111の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
28	障害福祉課 介護保険課	番号法第9条 1の項 別表 117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
29	保育幼稚園課	番号法第9条 1の項 別表 127の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
30	子育て給付課 生活支援課	番号法第9条 1の項 別表 135の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
31	障害福祉課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和48年条例第10号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
32	障害福祉課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市精神障害者医療費助成金支給条例(昭和49年条例第9号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
33	子育て給付課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市母子家庭等医療費助成金支給条例(昭和55年条例第7号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
34	子育て給付課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	富士市子ども医療費助成金支給条例(平成9年条例第34号)による医療費の助成に関する事務	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム
35	生活支援課	富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	同一統合パッケージシステム 庁内連携システム